

報告事項① 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）の趣旨にのっとり、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止するために必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が一体となって江津湖地域における多様な生物、生態系等を保全し、もって都心部に残された市民の憩いの場であり、自然豊かで貴重な在来種が生息する江津湖地域を将来の市民へと継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水前寺江津湖公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園として熊本市が設置する水前寺江津湖公園（熊本市動植物園の区域その他の規則で定める区域を除く。）をいう。
- (2) 江津湖地域 次に掲げる地域をいう。
 - ア 水前寺江津湖公園の区域
 - イ 水前寺江津湖公園の区域の周辺の水域で、規則で定める区域
- (3) 外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条第1項に規定する外来生物をいう。
- (4) 特定外来生物等 次に掲げるものをいう。
 - ア 外来生物法第2条第1項に規定する特定外来生物
 - イ アに掲げるもののほか、江津湖地域の在来種を圧迫し、その生態系に影響を与えるおそれがあると認められる外来生物で、規則で定めるもの
- (5) 指定外来魚 特定外来生物等のうち、オオクチバス、ブルーギルその他の規則で定める魚類をいう。
- (6) 事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 江津湖地域において活動を行う法人その他の団体及び事業を行う個人

報告事項① 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について

イ 江津湖地域に利害関係を有する法人その他の団体及び事業を行う個人
(市の責務)

第3条 市は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止し、良好な環境を確保するため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、特定外来生物等に関する市民意識の啓発に努めるものとする。
(市民及び事業者等の責務)

第4条 市民及び事業者等は、自らが江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を発生させることのないよう行動するとともに、前条第1項の市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(情報共有等)

第5条 市は、市民及び事業者等が一体となって江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止することができるよう、市民及び事業者等に対し、江津湖地域における特定外来生物等に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市民及び事業者等は、江津湖地域において特定外来生物等を発見した場合は、市に情報を提供するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の規定による情報提供があったときは、その実態を調査し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等に対する要請)

第6条 市長は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
(接続する水域の管理者等に対する要請)

第7条 市長は、江津湖地域に接続する水域の管理者、占有者その他当該水域について権原を有する者に対し、指定外来魚の増殖の抑制のため、生息する個体数の低減及び生息域の拡大の防止等必要な措置をとることを要請することができる。
(熊本市都市公園条例の特例等)

第8条 水前寺江津湖公園のうち規則で定める区域において、指定外来魚の捕獲のために釣り(規則で定める方法によるものに限る。)を行う者については、熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)第4条第4号の規定中魚類に関する部分は適用しない。

報告事項① 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について

2 前項の規定の適用を受ける者は、同項の規定に基づき魚類の捕獲等を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定外来魚以外の魚類を誤って捕獲した場合は、個体の生存に努め、速やかに放流すること。

(2) 指定外来魚を捕獲したときは、当該指定外来魚を市が指定する回収箱等に投入する方法その他の規則で定める方法によってこれを取り扱うこと。

(3) 他の公園利用者等に危険を及ぼすおそれのある行為を行わないことその他の規則で定める事項を遵守すること。

(指定外来魚の放流等の禁止)

第9条 何人も、江津湖地域において、指定外来魚を放流してはならない。

2 何人も、江津湖地域において一旦捕獲した指定外来魚を、いかなる場所においても再放流してはならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、第8条第2項及び前条の規定に反する行為をし、又はしようとしている者（以下「行為者」という。）に対し、助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該行為者が正当な理由なくこれに応じないときは、当該行為者に対し、助言又は指導に係る行為を行わないよう勧告を行うことができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、行為者が正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その事実及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 勧告に応じない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(熊本市環境審議会の意見の聴取)

報告事項① 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について

第13条 市長は、第2条第2号イ、第4号イ又は第5号の規則の制定又は改廃の立案をしようとする場合には、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

報告事項① 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成26年条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定める区域等)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本市動植物園区域（熊本市動植物園条例（平成3年条例第20号）第1条に規定する熊本市動植物園の区域及びその周辺の区域のうち、市長が定める区域をいう。）
- (2) 熊本洋学校教師ジェーンズ邸区域（熊本市記念館条例（平成5年条例第46号）第2条に規定する熊本洋学校教師ジェーンズ邸の敷地の区域及びその周辺の区域のうち、市長が定める区域をいう。）
- (3) 庄口地区運動施設区域（熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）別表第5に規定する庄口地区運動施設の区域及びその周辺の区域のうち、市長が定める区域をいう。）

2 市長は、前項各号の規定により区域を定めたときはこれを告示するものとする。

(条例第2条第2号イの規則で定める区域)

第3条 条例第2条第2号イの規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 加勢川のうち、熊本市中央区水前寺公園市道水前寺公園第7号線宮園橋上流端から熊本市東区画図町大字下無田一般県道画図秋津線大六橋下流端までの区域（本市の区域に限り、条例第2条第1号に規定する水前寺江津湖公園の区域を除く。）
- (2) 木山川のうち、熊本市東区秋津町秋田熊本市東部浄化センター排水樋門上流端と熊本県上益城郡嘉島町大字下六嘉三郎無田樋門上流端を結んだ線から加勢川合流点までの区域（本市の区域に限る。）

(江津湖地域の在来種を圧迫し、その生態系に影響を与えるおそれがあると認められる外来生物)

報告事項① 江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について

第4条 条例第2条第4号イの規則で定める外来生物は、カムルチー、ジルティラピア及びナイルティラピアとする。

(指定外来魚)

第5条 条例第2条第5号の規則で定める魚類は、オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、カムルチー、ジルティラピア及びナイルティラピアとする。

(条例第8条第1項の規則で定める区域)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める区域は、条例第2条第1号に規定する水前寺江津湖公園の区域とする。

(指定外来魚の捕獲のための釣りの方法)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める方法は、さお釣りとする。

(捕獲した指定外来魚の取扱方法)

第8条 条例第8条第2項第2号の規則で定める方法は、市が指定する回収箱又は回収いけすへ投入する方法とする。

(遵守事項)

第9条 条例第8条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他の公園利用者等に危険を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- (2) 指定外来魚の捕獲を目的とした釣りにより発生する釣り糸等のごみを捨てないこと。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(写)

平成26年4月14日

熊本市長 幸山政史 様

熊本市環境審議会
会長 内野 明德

江津湖での特定外来魚等の再放流の禁止について（答申）

平成26年1月29日付け環政発第000581号で諮問のあったことについて、当審議会では、熊本市環境審議会規則第7条に基づき、「自然環境部会」に付議し、その検討結果をもとに、慎重に審議を行いました。

その結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

(1) 再放流を禁止することについて

江津湖は熊本の淡水魚の宝庫であり、特に、二枚貝に産卵するという珍しい生活史を持つタナゴ類は、熊本県が生息する南限であると言われている中で、江津湖には過去最大8種類のタナゴが確認された記録がある。しかし、近年は、3種の確認に留まっている。また、メダカにおいても今回の調査では上江津湖でのみの確認となっている。さらには、平成25年3月の捕獲調査においても、外来魚が在来魚を捕食していることも確認された。このようなことから、江津湖では、外来種による在来種の捕食や競合などにより、生態系の変化が進んでいることが考えられる。

このような状況の中、再放流の禁止については、他都市の事例から、条例制定による釣り人等による駆除等は、行政、漁業者による駆除に加え、市民への外来魚の啓発の意味も含めて、効果的であると考えられる。熊本市においても貴重な江津湖の在来種を守るために、江津湖における駆除を継続して行うとともに、条例化による市民への啓発により、外来種の個体数を減らすよう努めていくことが必要と考える。

(2) 対象区域について

対象区域については、平成17年の環境省・水産庁による「オオクチバス等に係る防除の指針」の防除の優先度が高い水域の考え方にに基づき、検討を行い、また、条例制定後の、回収ボックス・イセスなどの費用や回収費の経費が掛かることを考慮した結果、駆除や市民への啓発などの一定の効果が見込まれる江津湖地域が望ましいとの考えにいたった。

(3) 対象魚について

対象魚については、次のとおりとする。

ア 「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」により、生態系等に被害を及ぼすとして定められている特定外来魚（オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ）とする。

イ 江津湖に関する文献や繁殖状況から、江津湖の生態系に影響を与え、また、影響を与えるおそれがあると思慮される環境省が選定する要注意外来生物のうち、江津湖で確認された魚類（ティラピア類、カムルチー）とする。

※ティラピア類はナイルティラピア及びジルティラピアとする。

ウ 上記以外の特定外来生物、要注意外来生物、及び江津湖の生態系に影響を与え、または、与える恐れがある魚類が江津湖で確認された場合は、自然環境部会で追加指定を協議するものとする。

(4) その他

ア 条例化にあたっては、市民・事業者へ十分な周知を行ったうえで、実施すること。また、市民協働・参画に繋がるような取り組みを検討すること。

イ 外来魚の生態系の影響については、市民への広報啓発を実施すること。

ウ 条例制定後の外来魚の駆除の効果についても検証を行うこと。